

ID: 8

担当部署: 政策企画課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例 第9条		
例規番号	平成24年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 町長は、第7条の規定にかかわらず、特別の理由があると認めた者については、規則で定めるところにより利用料金を減免することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第6条 利用料金を減免することができる者は次に掲げるとおりとし、減免の額は利用料金の3分の2に相当する額とする。ただし、小学生及び中学生については無料とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 療育手帳交付規則(平成12年宮城県規則第102号)第6条の規定により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか町長が特に必要と認める者</p> <p>2 利用料金の減免は、前項第1号から第3号に掲げる者については当該各号に掲げる手帳の提示により行うものとし、第4号に掲げる者については町長が別に定める書類の提示により行うものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日